

和歌山県における日中サービス支援型共同生活援助に関する報告及び 評価等実施要綱

(目的)

第1条 和歌山県における日中サービス支援型共同生活援助に関する協議会への報告及び協議会からの評価等は、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(協議会への報告)

第2条 和歌山県において日中サービス支援型共同生活援助を行う事業者（以下、「事業者」という。）は、年に1回以上、県下各自立支援協議会（以下、「協議会」という。）に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況及び地域連携推進会議における報告、要望、助言等又はサービスの第三者評価等の結果等を報告し、当該実施状況等について協議会から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。

2 事業者は、協議会が別に定める期日までに、事業所の報告・評価シート届出書（様式第1号）により、報告・評価シート（様式第2号）を添えて、協議会に届け出なければならない。なお、新規指定後の提出は指定から1年以内とし、以後の提出は1年毎とする。

3 事業者は、協議会の指定する日の指定する場所において、提出した報告・評価シートに基づき当該事業の実施状況等について報告を行うものとする。

4 事業者は協議会における評価及び助言、要望等を尊重し、当該事業における質の向上に努めるものとする。

(協議会からの評価)

第3条 協議会は事業者から上記第2条第2項に基づき提出された関係書類を受理した際は、運営会議において事業者からの報告等を受ける。

2 協議会は、前項の報告等の内容により、運営会議において事業所の評価等を行い、報告・評価シートにまとめ、その内容を、日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価等結果提示書（様式第3号）に添付して事業者に提示する。

(記録の保管等)

第4条 上記第2条及び第3条で規定する協議会における評価を受けた事業者は、その報告内容及びそれに対する評価、要望及び助言等についての記録を整備し、5年間保管しなければならない。

(秘密の保持)

第5条 事業者及び協議会の構成員は、障害者及びその家族等の個人情報の保護に万全を期するとともに、上記第2条及び第3条で規定する報告及び評価の過程において知りえた秘密を他に漏らしてはならない。事業者及び協議会の構成員を退いたのちも、同様とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものを除く他の日中サービス支援型共同生活援助における協議会への報告・協議会からの評価等の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

自立支援協議会和歌山県日中サービス支援型GH報告・評価等委員会規程

(設置)

第1条 自立支援協議会設置規約（以下「規約」という。）第4条の規定に基づき、自立

支援協議会（以下「協議会」という。）に課題別委員会として日中サービス支援型GH

報告・評価等委員会（以下「報告・評価等委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 報告・評価等委員会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため

の法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設置及び運営に関する基準（平

成18年9月29日厚生労働省告示第171号）第213条の10に規定する協議の場であ

り、日中サービス支援型共同生活援助事業者（以下「事業者」という。）が運営する日

中サービス支援型共同生活援助事業所（以下「事業者」という。）の実施状況を報告

し、その評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴くこと（以下「報告・評価

等」という。）により、地域に開かれたサービスの確保、当該サービスの質の確保を図

ることを目的とする。

(組織)

第3条 報告・評価等委員会は、規約第4条第4項の規定により選出された委員で構成す

る。

2 報告・評価等委員会は、規約第6条第4項の規定により委員会を選出し、運営する。

3 報告・評価等委員会は、必要に応じて、関係機関の職員又は関係者の出席を求めるところができる。

4 報告・評価等委員会の事務局は、基幹相談支援センター事務局及び協議会を構成する

5 市町村の渉外担当者から選出されたものが担当する。

(報告・評価等対象者)

第4条 報告・評価等委員会での報告・評価等対象者は、和歌山県内に事業所を開設した

事業者とする。

(報告・評価等の回数及びその時期)

第5条 報告・評価等委員会での報告・評価等担当者は、事業所ごとに年1回以上とする。

2 前年度の実施状況の報告・評価等は、翌年度の4月から6月頃の報告・評価等委員会
が指定する日とする。

3 前項以外に報告・評価等委員会が報告・評価等が必要と判断した場合には、その時期
とする。

(報告・評価等委員会の手続き等)

第6条 報告・評価等委員会の手続きについては、次のとおりとする。

(1) 事業所を開設した事業者は、事業所開設年度の翌年度から、定期的に、
事業所の報
告・評価シート届出書(様式第1号)により、報告・評価シート(様式第
2号)を添
えて、協議会に届け出なければならない。

(2) 協議会は、前項の届出を受理したときは、報告・評価委員会を開催す
る。

(3) 開催された報告・評価等委員会では、提出された報告・評価シートに基
づき事業者
が事業の実施状況等を報告し、委員からの質問を受けるとともに要望、助
言等を聴く。

(4) 報告・評価等委員会は、前項の報告等の内容により事業所の評価等を行
い、報告・
評価シートにまとめる。

(5) 協議会は、報告・評価等委員会から提出された報告・評価シートの内容
を、規約第

4条第5項に規定する事務局会議で確認し、事業者には、当該報告・評価
シートに添

えて、日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価等結果提示書(様式
第3号)に

より提示し、和歌山県には当該報告・評価シートを添えて、日中サービス
支援型共同

生活援助事業所の評価等結果報告書(様式第4号)により報告する。

(秘密の保持)

第7条 委員は、障害者及びその家族等の個人情報保護に万全を期するとと
もに、報

告・評価等委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員
を退いた後

も、同様とする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、報告・評価等委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。